



令和 4 年 7 月 2 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

細 川 秀 一

江 澤 和 彦

(公印省略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長等連名にて各都道府県知事に対し、通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」が発出されました。

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」及び「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」等により整備がなされて参りました。(それぞれ平成 24 年 4 月 20 日付日医発第 79 号 (地 I 15) 及び平成 29 年 8 月 21 日付日医発第 502 号 (地 I 136) にて連絡済み。)

特に後者にもとづき、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置する体制作りがなされました。

今般、令和 3 年の防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム (DWA T) 等の整備について追加がされたことや、令和 3 年度の厚生労働科学研究において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」とすることとされました。

これに併せて、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項が示されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、大規模災害に備え、保健医療福祉調整本部への災害医療コーディネーターの派遣や連絡・情報連携窓口への役職員の配置その他積極的な連携・関与策について、引き続き貴都道府県行政と協議していただきますようお願い申し上げます。

同通知では、保健所による保健医療活動チームへの指揮等の記載もありますが、大規模災害時では、やはり地域医師会や J M A T による主体的な支援活動が不可欠となりますので、これまでと同様に、その体制構築についてもご高配の程お願いいたします。

科 発 0722 第 2 号
医 政 発 0722 第 1 号
健 発 0722 第 1 号
薬 生 発 0722 第 1 号
社 援 発 0722 第 1 号
老 発 0722 第 1 号
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健 康 局 長
医 薬・生活衛生局長
社 会・援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 号 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

被災都道府県における保健衛生活動を行う災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）・保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チー

ム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害福祉支援ネットワーク本部（平成30年社会・援護局長通知に基づき都道府県が設置する、DWATの派遣調整等を行う本部）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口に配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療活動チームの派遣調整

① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないように、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。
 - ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
 - ④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。
- (2) 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。
 - イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。
 - ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」(令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡)を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票(別添1及び2)を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」(平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添3)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」(令和元年、日本公

衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添4)を参考とすることが望ましいこと。

※別添2について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いします。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。
- ⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。また、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部とも相互に情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、
 - ア 平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班(医療チーム)等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議
 - イ 平成30年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議等が考えられる。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

<参考>

○保健医療活動チーム等の活動要領等

- ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>

- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

○関連通知・ガイドライン等

- ・災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>

- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf

(別添 1)

避難者に関するアセスメント調査票

調査票を配布した避難所名：

被災者アセスメント調査票

この調査票は、被災状況を直ちに把握し、適切に関係機関と共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者のお名前：	記入日時： 月 日 時 分	
記入者の生年月日：	年齢：	性別：
自宅住所：	固定電話：	
	携帯電話：	
記入者を含む被災された方の世帯人数：		

1 被災状況

被災により使用できなくなったライフライン	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信
家屋(建物)の被害の状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった(瓦が落ちた、外壁がはがれたなど) <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった (被害の概況：) <input type="checkbox"/> 被害はなかった

2 現在の御自身の状況や、御自身と一緒に避難している御家族の状況

現在の宿泊場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> 車中泊 <input type="checkbox"/> その他		
避難所の利用	<input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 行政やボランティア等から提供される各種の情報 <input type="checkbox"/> 利用していない		
医療サポートを利用されているか。	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要（現在、〔 中断・継続 〕） <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 〔 医薬品名： _____ 〕		
かかりつけの医療機関名			
訪問看護などの医療サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 〔 利用している事業所名： _____ 〕 <input type="checkbox"/> 無		
妊産婦や乳幼児の方がいるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	食物アレルギーを 有しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔 原因食物 _____ 〕
要介護(支援)認定を受けているか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明) 〔 利用している居宅介護支援事業所名： _____ 〕 <input type="checkbox"/> 無		
障害等手帳をお持ちか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳) 〔 具体的な障害の種類等： _____ 〕 <input type="checkbox"/> 無		
デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない) 〔 利用している事業所名： _____ 〕 <input type="checkbox"/> 無		
その他			

本調査票に記載した情報を、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

年 月 日 氏名 _____

(別添 2)

施設・避難所等ラピッドアセスメントシート (OCR 対応様式)

ver.20210907

□の欄は、使用可能・該当・対応済であれば、✓を入れてください

* A: 充足 B: 改善の余地あり C: 不足 D: 不全

避難所コード

調査日 2 0 年 月 日 AM PM 時 分 #A-D 選択式の項目が全て A 評価になるまで 連日記入 # 人数は概算可

調査者氏名 調査者所属 電話連絡先

施設名 所在地 固定電話 携帯電話 FAX

避難所運営組織 □ 代表者名

避難者数 (人) (A) 内訳 男性 (人) 内訳 女性 (人) 食事提供人数 (B) 避難所以外の避難者数 (推計) ※食事提供数 (B) - 避難者数 (A)

避難者数 (再掲) 昼間人数 (人) 75 歳以上 (人) 夜間人数 (人) 未就学児 (人) 車中泊人数 (人) 乳児 (人)

ライフライン / 通信 飲料水 A~D 電気 A~D 固定電話 □ 携帯電話 □ 衛星電話 □ データ通信 □ 食事 A~D ガス A~D 生活用水 A~D 医療支援 救護所設置 □ 医療チームの巡回 □

避難所の環境 過密度 A~D トイレ掃除 □ 男女別更衣室 □ 感染予防・清掃用物品 □ 毛布等寝具 A~D 土足禁止 □ パーティションによる区切り □ 下水 □ 居室スペース □ 室温度管理 A~D ごみ集積場所 □ 段ボールベッド □ 館内禁煙 □ 授乳室等母子専用スペース □ ベット収容所 □ 障害者用トイレ □

伝達事項

患者氏名
(カタカナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

初診医師氏名

一般診療版 J-SPEED2018 当てはまるもの全てに☑

初診日	西暦	年	月	日	再診	再々診	
Demographics	年齢	歳				再診 日付 / /	再々診 日付 / /
		☐0歳 ☐1-14歳 ☐15-64歳 ☐65歳-					
	性別・受診区分	1	☐	男性		☐	☐
		2	☐	女性(妊娠なし)		☐	☐
		3	☐	女性(妊娠あり)		☐	☐
	4	☐	中等症(トリアージ黄色)以上		☐	☐	
	5	☒	再診患者		☐	☐	
外傷・環境障害	6	☐	頭頸・脊椎の重症外傷(PAT赤)		☐	☐	
	7	☐	体幹の重症外傷(PAT赤)		☐	☐	
	8	☐	四肢の重症外傷(PAT赤)		☐	☐	
	9	☐	中等症外傷(PAT赤以外・入院必要)		☐	☐	
	10	☐	軽症外傷(外来処置のみで加療可)		☐	☐	
	11	☐	創傷		☐	☐	
	12	☐	骨折		☐	☐	
	13	☐	熱傷		☐	☐	
	14	☐	溺水		☐	☐	
	15	☐	クラッシュ症候群		☐	☐	
	症候・感染症	16	☐	発熱		☐	☐
		17	☐	急性呼吸器感染症		☐	☐
		18	☐	消化器感染症、食中毒		☐	☐
		19	☐	麻疹疑い		☐	☐
		20	☐	破傷風疑い		☐	☐
21		☐	急性血性下痢症		☐	☐	
22		☐	緊急の感染症対応ニーズ		☐	☐	
23		☐	人工透析ニーズ		☐	☐	
24		☐	外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ		☐	☐	
25		☐	感染症以外の緊急の内科的医療ニーズ		☐	☐	
精神	26	☐	災害ストレス関連諸症状		☐	☐	
	27	☐	緊急のメンタル・ケアニーズ		☐	☐	
その他	28	☐	深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い		☐	☐	
	29	☐	高血圧状態		☐	☐	
	30	☐	気管支喘息発作		☐	☐	
	31	☐	緊急の産科支援ニーズ		☐	☐	
	32	☐	皮膚疾患(外傷・熱傷以外)		☐	☐	
	33	☐	掲載以外の疾病		☐	☐	
	34	☐	緊急の栄養支援ニーズ		☐	☐	
	35	☐	緊急の介護/看護ケアニーズ		☐	☐	
公衆衛生	36	☐	緊急の飲料水・食料支援ニーズ		☐	☐	
	37	☐	治療中断		☐	☐	
Procedure & Outcome	実施処置	38	☐	高侵襲処置(全身麻酔・入院必要)		☐	☐
		39	☐	低侵襲外科処置(縫合・デブリドマン等)		☐	☐
		40	☐	四肢切断(指切断を除く)		☐	☐
		41	☐	出産・帝王切開・その他産科処置		☐	☐
	転帰	42	☐	医療フォロー不要(再診不要)		☐	☐
		43	☐	医療フォロー必要(再診指示)		☐	☐
		44	☐	紹介(紹介状作成等)		☐	☐
		45	☐	搬送(搬送調整実施等)		☐	☐
		46	☐	入院(自施設)		☐	☐
		47	☐	患者自身による診療継続拒否		☐	☐
		48	☐	受診時死亡		☐	☐
		49	☐	加療中の死亡		☐	☐
		50	☐	長期リハビリテーションの必要性		☐	☐
Context	関連性	51	☐	直接的関連あり(災害による外傷等)		☐	☐
		52	☐	間接的(環境変化による健康障害)		☐	☐
		53	☐	関連なし(悪性腫瘍等・診察医判断)		☐	☐
	保護	54	☐	保護を要する小児(孤児等)		☐	☐
		55	☐	保護を要する成人高齢者		☐	☐
		56	☐	性暴力		☐	☐
追加症候群	57	☐	暴力(性暴力以外)		☐	☐	
	58	☐			☐	☐	
	59	☐			☐	☐	
	60	☐			☐	☐	

意識障害: ☐無・☐有 呼吸数: / min

バイタルサイン

血圧: / mmHg 体温: °C

脈拍: / min 整・不整

身長・体重

身長: cm 体重: / kg

既往症

☐高血圧 ☐糖尿病 ☐喘息 ☐その他

予防接種

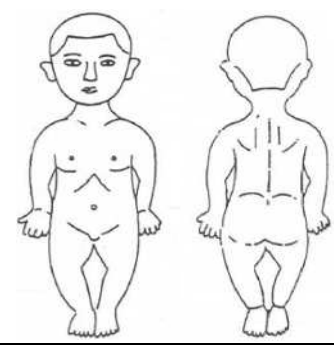
☐麻疹 ☐破傷風 ☐今期インフルエンザ ☐肺炎球菌
☐風疹 ☐その他()

主訴

現病歴

(日本語で記載)

☐外傷⇒黄色タグ以上は外傷版記録へ(J-SPEEDは記入)
☐精神保健医療⇒精神保健医療版記録へ(J-SPEEDは記入)



診断

処置

☐無・☐有

処方

☐無・☐有

転帰

☐帰宅

☐搬送 → 搬送手段
搬送機関
搬送先

☐紹介 → 紹介先

☐死亡 → 場所
時刻
確認者

対応者署名

(判読できる文字で記載)

所属(チーム名等)	医師	看護師
薬剤師	業務調整員	その他
データ入力		

<メモ>

*追加症候群は保健医療調整本部等からの指示に応じて集計

メディカル ID = 西暦生年月日 8桁 + 性別 + 氏名カタカナ上位 7桁

メディカル ID									M										F					
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

患者氏名
(カタカナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

* 本ページを最初に利用した医師氏名

日時	所見	J-SPEED 該当コード(4 度目受診以降)	処置・処方	診療場所 ・所属 ・医師等サイン

医療 ID = 西暦生年月日 8 桁 + 性別 + 氏名カタカナ上位 7 桁

医療 ID

M
F

患者氏名
(カタカナ)

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

* 本ページを最初に利用した医師氏名

年号	西暦
明治40年	1907
45年	1912
大正元年	1912
5年	1916
10年	1921
15年	1926
昭和元年	1926
5年	1930
10年	1935
15年	1940
20年	1945
25年	1950
30年	1955
35年	1960
40年	1965
45年	1970
50年	1975
55年	1980
60年	1985
64年	1989
平成元年	1989
5年	1993
10年	1998
15年	2003
20年	2008
25年	2013
31年	2019
新年号元年	2019

日時	所見	J-SPEED 該当コード(4 度目受診以降)	処置・処方	診療場所 ・所属 ・医師等サイン

メディカル ID = 西暦生年月日 8 桁 + 性別 + 氏名カタカナ上位 7 桁

メディカル ID											M F						
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--

災害診療記録2018 外傷版（初期評価）（表）

* 項目は、☑および必要記入項目です。

改訂日：2018/10/31

* 氏名	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	* 生年月日 年齢	性別	* 年齢不詳の場合は推定年齢	M T S H	年	月	日	歳	男	女																		
<p>A 気道 <input type="checkbox"/> 気道の異常有り(☐ゴロゴロ音 ☐閉塞 ☐狭窄)→次ページ「A 気道の異常」項目へ ☐気道開通(正常な発語あり)→下記「B 呼吸」項目へ</p>																													
<p>B 呼吸 SpO2 % 呼吸数 回/分</p> <p>努力様呼吸 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 呼吸音の左右差 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐右>左 ☐右<左) 皮下気腫の有無 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐右 ☐左 ☐両側) 陥没呼吸 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有</p> <p>➔ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ</p>																													
<p>C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg</p> <p>ショックの徴候 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐冷汗 ☐血圧低下 ☐脈の異常) 活動性出血 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 超音波(エコー)検査 <input type="checkbox"/> 所見なし</p> <p style="text-align: center;">所見有り(☐心嚢 ☐モリソン窩 ☐脾周囲 ☐ダグラス窩 ☐右胸腔 ☐左胸腔)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>胸部X線写真 血胸・気胸 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐右 ☐左 ☐両側)</p> <p>骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有</p> </div> <p>➔ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ</p>																													
<p>D 中枢神経の機能障害</p> <p>意識レベル(GCS) E V M 合計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">E 4 開眼している</td> <td style="width: 33%;">V 5 時・場所・人を正確に言える</td> <td style="width: 33%;">M 6 命令に応じる</td> </tr> <tr> <td>3 呼びかけで開眼する</td> <td>4 混乱した会話</td> <td>5 痛み刺激を払いのける</td> </tr> <tr> <td>2 刺激で開眼する</td> <td>3 不適当な単語</td> <td>4 痛みに手足を引っ込める</td> </tr> <tr> <td>1 何をしても開眼しない</td> <td>2 無意味な発言</td> <td>3 上肢の異常屈曲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 発声なし又は挿管中</td> <td>2 四肢の異常伸展</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 全く動かない</td> </tr> </table> <p>瞳孔径(右 mm 左 mm) 対光反射(右 左) 片麻痺(<input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有)</p> <p>「切迫するD」 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐GCS 8点以下、☐観察中にGCSで2点以上の低下、☐瞳孔不同、 ☐片麻痺、☐クッシング徴候)</p> <p>➔ 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ</p>												E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる	3 呼びかけで開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける	2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みに手足を引っ込める	1 何をしても開眼しない	2 無意味な発言	3 上肢の異常屈曲		1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展			1 全く動かない
E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる																											
3 呼びかけで開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける																											
2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みに手足を引っ込める																											
1 何をしても開眼しない	2 無意味な発言	3 上肢の異常屈曲																											
	1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展																											
		1 全く動かない																											
<p>E 保温と脱衣 体温 °C</p> <p>保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価</p>																													
<p>Cr 圧挫症候群 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有(☐四肢の狭圧、☐麻痺、☐感覚障害、☐ポートワイン尿、☐高カリウム血症、 ☐心電図異常)</p>																													
<p>特記事項等(自由記載)</p>																													
										確認時刻 月 日 時 分																			
<p>メディカルID=西暦生年月日8桁+性別+氏名カタカナ上位7桁 例) 1950年09月08日生まれ 男性 トヨトミヒデヨシ⇒ 19500908MTトヨトミヒデヨ</p>																													
メディカルID										M	F																		

2 - (3) 健康相談票

健康相談票		方法		対象者		担当者（自治体名）			
初回（ ）回		・面接 ・訪問		乳児 幼児		相談日 年 月 日			
保管先		・電話		妊婦 産婦 高齢者		時間			
		・その他		障害者		場所			
				その他（					
基本的な状況	氏名（フリガナ）		性別	生年月日			年齢		
			男・女	M・T・S・H 年 月 日			歳		
	被災前住所		連絡先			避難場所			
	①現住所		連絡先			自宅 自宅外：車・テント・避難所 (避難所名：)			
	②新住所		連絡先			家族状況			
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先		独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()						
	被災の状況		制度の利用状況						
家に帰れない理由		・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()							
自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()									
身体的・精神的な状況	既往歴		現在治療中の病気		内服薬				
	高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他()		高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他()		なし・あり(中断・継続) 内服薬名()				
					医療器材・器具		医療機関名		
					在宅酸素・人工透析 その他()		被災前： 被災後：		
					食事制限		血圧測定値		
				なし あり 内容() 水分()		最高血圧： 最低血圧：			
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)				具体的自覚症状(参考)					
				①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他					
日常生活の状況	食事		保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立								
	一部介助								
	全介助								
備考 必要器具など									
個別相談活動	相談内容				支援内容				
					今後の支援方針 解決 継続				

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省 大臣官房厚生科学課長 医 政 局 長 健 康 局 長 医 薬・生活衛生局長 <u>社 会・援 護 局 長</u> <u>老 健 局 長</u> (公 印 省 略)</p> <p>大規模災害時の保健医療<u>福祉</u>活動に係る体制の整備について</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省 大臣官房厚生科学課長 医 政 局 長 健 康 局 長 医 薬・生活衛生局長 <u>社 会・援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長</u> (公 印 省 略)</p> <p>大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について</p>
<p>科 発 <u>0722 第 2 号</u> 医 政 発 <u>0722 第 1 号</u> 健 発 <u>0722 第 1 号</u> 薬 生 発 <u>0722 第 1 号</u> <u>社 援 発 0722 第 1 号</u> <u>老 発 0722 第 1 号</u> <u>令 和 4 年 7 月 22 日</u></p>	<p>科 発 0705 第 3 号 医 政 発 0705 第 4 号 健 発 0705 第 6 号 薬 生 発 0705 第 1 号 <u>障 発 0705 第 2 号</u> <u>平 成 29 年 7 月 5 日</u></p>

<p>大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。</p> <p>このようなか、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。</p> <p>その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。</p> <p>については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たったの留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。</p> <p>また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705号4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）は廃止する。</p>	<p>大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）等により整備がなされ、救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づき派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。</p> <p>平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官（事務）を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月20日）において、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。</p> <p>こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。</p> <p>については、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たったの留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。</p>
--	--

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

被災都道府県における保健衛生活動を行う災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）・保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の整理、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省

記

1. 保健医療調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動（以下単に「保健医療活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療調整本部の設置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

また、これまで救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づき派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになり、派遣調整本部の機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調

社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害福祉支援ネットワーク本部（平成30年社会・援護局長通知に基づき都道府県が設置する、DWATの派遣調整等を行う本部）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）その他の保健医療活動に係る関係機関（以下単に「関係機関」という。）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

<p>③ 本部機能等の強化</p> <p>保健医療調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があるとき、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。</p> <p>また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等については、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合は、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。</p>	<p>③ 本部機能等の強化</p> <p>保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があるとき、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。</p> <p>また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等については、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合は、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。</p>
<p>2. 保健医療福祉活動の実施について</p> <p>(1) 保健医療活動チームの派遣調整</p> <p>① 保健医療調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。</p> <p>なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。</p> <p>② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。</p>	<p>2. 保健医療活動の実施について</p> <p>(1) 保健医療活動チームの派遣調整</p> <p>① 保健医療調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。</p> <p>なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。</p> <p>② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。</p>

<p>③ 保健医療調整本部及び保健所は、<u>①及び②</u>の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。</p> <p>④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。</p> <p>(2) 保健医療活動に関する情報連携</p> <p>① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療ニーズについて報告するよう求めること。</p> <p>イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。</p> <p>② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。</p> <p>この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「<u>大規模災害における保健師の活動マニュアル</u>」(平成25年、日本</p>	<p>③ 保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所は、<u>①及び②</u>の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療<u>福祉</u>ニーズの変化を踏まえることに留意すること。</p> <p>④ 保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所に登録し、保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。</p> <p>(2) 保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報連携</p> <p>① 保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所は、当該保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動内容及び収集した被害状況、保健医療<u>福祉</u>ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療<u>福祉</u>ニーズについて報告するよう求めること。</p> <p>イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。</p> <p>② 保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所は、当該保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。</p> <p>この場合において、<u>医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」(令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡)</u>を</p>	<p>③ 保健医療調整本部及び保健所は、<u>①及び②</u>の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。</p> <p>④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。</p> <p>(2) 保健医療活動に関する情報連携</p> <p>① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療ニーズについて報告するよう求めること。</p> <p>イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。</p> <p>② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。</p> <p>この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「<u>大規模災害における保健師の活動マニュアル</u>」(平成25年、日本</p>	<p>③ 保健医療調整本部及び保健所は、<u>①及び②</u>の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。</p> <p>④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。</p> <p>(2) 保健医療活動に関する情報連携</p> <p>① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療ニーズについて報告するよう求めること。</p> <p>イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。</p> <p>② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。</p> <p>この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「<u>大規模災害における保健師の活動マニュアル</u>」(平成25年、日本</p>
--	--	--	--

<p>踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならぬ事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票（別添1及び2）を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添3）を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添4）を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>※別添2について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いします。</p> <p>URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html</p> <p>③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。</p> <p>④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、避難所に必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。</p> <p>⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。また、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部とも相互に情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位</p>	<p>公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添2）を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>③ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。</p> <p>④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の提供を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。</p> <p>⑤ 保健医療調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的と</p>
<p>ア 平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位</p>	<p>関係者に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的と</p>

<p>等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換すること</p> <p>を目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議</p> <p>イ 平成30年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議</p> <p>等が考えられる。</p> <p>(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析</p> <p>① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。</p> <p>② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。</p> <p><参考></p> <p>○保健医療活動チーム等の活動要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html <p>○関連通知・ガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援体制の整備について https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000- 	<p>して、保健所により設置される地域災害医療対策会議等が考えられること。</p> <p>(3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析</p> <p>① 保健所は、今後実施すべき保健医療活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の整理及び分析を行うこと。</p> <p>② 保健医療調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療活動の総合調整に活用すること。</p>
--	---

[Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf](#)

・[大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン](#)

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf